

学校法人享栄学園評議員報酬規程

平成 24 年 3 月 27 日
制 定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 評議員の報酬は、評議員会の出席に応じて都度支払うものとする。

2 前項の額は、1 日当たり 1 万 5 千円とする。ただし、学園専任職員は、支給しない。

(支給日)

第 3 条 評議員の報酬の支給日は、会議の翌月 21 日とする。ただし、その日が休日に当たるときはその前日とする。

(その他の経費)

第 4 条 評議員がその職務遂行上必要とした経費については、実費を支払う。ただし、旅費については、学校法人享栄学園評議員旅費規程により支払うものとする。

2 第 2 条に係る交通費は、経済的な通常の経路及び方法により実費を支給する。ただし、支給の上限は、1 日当たり 8,000 円とする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。